



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	討論
Citation	北大法学論集, 46(6), 328-341
Issue Date	1996-03-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15653
Type	departmental bulletin paper
File Information	46(6)_p328-341.pdf



討 論

司会 それでは、まず、日本側とフランス側の主報告同士を噛み合わせるという形で、議論を始めたいと思います。はじめに、常本先生からお願いします。

常本照樹（北海道大学法学部教授） それでは、二点に絞ってお尋ねしたいと思います。

ブレイヤ先生のお話を伺っておりますと、フランスのいわゆる移民法といいますが入管法に相当する法律、法体制というのは、ある意味では、日本以上に非常に強くフランスに対する同化を求める、そういう意味では、固い入管法体制になっているのではないかと印象を受けます。例えば、そのことは、フランスには、日本あるいはアメリカでいうような永住権の制度がないようなことにも現れているような気がします。しかしながら、フランスは、最近、EUとの関係で、一定の外国人に対して地方参政権あるいは入国の自由を実質的に保障するように進んできていると思われるわけです。そこでお尋ねしたいのは、このような動きというのは、もし、EUに限らず、一般化して考えてみた場合に、はたして、いわゆる国民主権の概念という

ものが縮減してきているというふうに、あるいは縮減というものを意味しているというふうに考えていいのか、あるいは、市民の観念、あるいは国民の観念というのが、例えばフランス国民からいわばヨーロッパ市民というふうに拡大してきているというふうに捉えた方がより良いのか、という問題です。これに関連して具体的な問題として、はたしてEU以外の外国人に対しても参政権を付与するという動き、もしくは、考えといたったものはないのか、ということについてお尋ねしたいと思います。

もう一点は、日本においても、また、この点については母法であるアメリカ法においても、入国管理の問題というのは、ある意味で国家権力が裸のまま現れる領域であるとされ、最も司法審査が及びにくい領域であると考えられています。しかしながら、フランスにおいて、伺ったところでは、裁判的保障が一定の効果を上げているようです。であるとすれば、それはいつたいなぜなのでしょう。フランスの場合、主として関わってくる裁判所が、いわゆる司法裁判所ではなくて行政裁判所であるというところに違いがあるのかどうか、そのあたりについて御説明いただければと思います。

ドミニク・ブレイヤ（ポワチエ大学法学部教授） 第一の質問

についてですが、常本先生の御指摘はその通りだと思います。まず、国民主権の縮減ないし後退ということですけれども、これについては、憲法院の判決が注目されるわけです。マーストリヒト条約に関する判決が出ていますが、その中で国家主権行使の本質的要件を縮減するということを認めているようにも思われるわけです。また、この点については、以前の一九七六年の判決において、憲法院は、主権の制限と主権の移譲とを区別して、主権の制限は可能であるが、主権の移譲は不可能もしくは、もし主権の移譲を行うとすれば憲法改正をしなければならぬという判決を出していました。したがって、これらの判決をどう考えるかという問題があるわけです。憲法院が、主権の制限については七六年の判決でもう既に認めていたということと、それから、マーストリヒト条約に関する最近の判決において、主権行使の本質的要件というものを損なわない限りは、主権を制限あるいは縮減してもよろしいという判決を出しているということも捉えても、やはり、方向としては、国民主権の縮減ないし後退ということになるのではないかと思えます。次に二点目は、市民ないし市民権の拡大の点についてですが、これについては、要するに、市民の権利というのは国籍保持者の選挙権等に限られず、他の様々な活動にも関わってくるわけ

であり、それがECなりEU全体に広げられて、さまざまな活動に関わってくるとするならば、これは市民あるいは市民権という概念が拡大するという方向になると思えます。ヨーロッパ市民権については、これまたマーストリヒト条約と関わってくるわけですけれども、この選挙権、投票権との関わりで、市民権というものが国籍保持者以外に広げられているということは先程述べてきた通りですが、フランスにおける市民権の問題について、もう一つ別な目的というものがあるように思われるわけです。それは外国人のフランスへのより完全な統合ということが考えられている、あるいはそういったことがあるように思われるということです。すなわち、外国人がより積極的に地域あるいは地域政治に参加するということを通して、外国人のより完全な統合というものが考えられてきているように思われます。しかし、これは、問題の立て方、あるいは問題の理解の仕方としては、あまり良くないのではないかと思えます。例えば、オランダ、デンマーク、ノルウェー、それにスウェーデン等、既に外国人の地方選挙への参加あるいは選挙権を認めている国においては、これは既に統合している人に対して選挙権を認めているのであって、フランスで考えられているような、統合のために外国人の地方選挙権を認めるというのとは

違つていると思います。

国民主権の制限、縮減、あるいは後退ということに関して、もう一つ問題にされたのは被選挙権の問題であり、先ほど常本先生の報告の中でも日本でもそれを認めるような議論というのは少ないといわれていましたけれども、それは、フランスでもそうです。フランスでも、地方選挙の選挙権は認めるということになりましたけれども、市町村の長あるいは助役に選ばれるという資格は、外国人には認めてはいないわけです。

次に、大きな二番目の質問に対してですが、フランスを考へる場合に、行政裁判所、特にコンセイユ・デタの役割というものが重要になるわけですが、そこで一つ重要なのは権限の問題があるということです。アングロ・サクソンの国々とは違つて、フランスの裁判所システムは二元的なシステムになつており、いわゆる民刑事を扱う司法裁判所のシステムないし系列と、行政事件を扱う行政裁判所のシステムないし系列があるわけです。

県知事が外国人の入国を拒否した場合、あるいは内務大臣が、外国人を退去強制ないし国外追放した場合に、これらほまさに行政的な措置なわけであり、したがつて、これらの措置を批判する、ないしそれらに対して異議申立てをする、あるいはさら

に裁判で争うということになると、これはまさに行政事件ということになりますから、権限的に見て、これは行政裁判所が扱うことになるわけです。したがつて、この分野における行政裁判所の非常に大きな役割というのは、まさにこういふところから分かると思います。

このような行政裁判所の重要な役割を理解するため、あるいは行政裁判所の判決なり決定等について理解を深めるためには、行政裁判所の歴史というものを理解しなくてはならないわけです。一九世紀においては、行政裁判所なり行政裁判所の裁判官というものは、行政府あるいは執行府と非常に緊密に結びついていたわけで、そこから、裁判官あるいは裁判所は、非常に独立ということを熱望し、実際に独立を得てきたわけです。

それではどうしてこのようなことが可能になったのかといひますと、やはり、経験的に見て、コンセイユ・デタの判例が非常に重要な意味をもつたわけです。コンセイユ・デタは、法文にとらわれない自由な解釈によつて、行政判例に関する重要な原則というものを形作つてきたわけです。それではどうしてそのようなことが可能になったのかというと、行政裁判所の裁判官は、行政を恐れるということがない。つまり、行政裁判所の裁判官というのは、行政官として養成されているわけであり、

行政というものをよく知っているわけです。したがって、行政というものを恐れる必要がない。したがって、そういったところから、市民の権利と行政上の様々な必要の調整が、行政裁判所なり行政裁判所の裁判官によってなされるということが可能になったということです。

先程もいいましたように、法文にとらわれないといったところから、コンセイユ・デタは非常に自由に、自由主義的な観点で、判例を構築してきたわけです。二三年前に、スウェーデンが二世紀前から制度化しているオンブズマンというものをフランスは導入しました。フランスではこれはメディアアトゥール (médiateur) と呼ばれているわけですが、しかし、スウェーデンのそれに比べますと、あまり実効的ではありません。そこで、この問題に関する権威であるドラゴ教授は、行政裁判所の最高裁判所たるコンセイユ・デタこそ、フランスでは最良のオンブズマンなのだということをいっているわけです。

司会 つづいてブレイヤ先生から、常本先生の主報告に対する御質問をどうぞ。

ブレイヤ フランスにおいては外国人に対しては極めて強い同化あるいは統合の姿勢が貫かれていて、国際条約を締結する際にも、その条約の中に、いわゆるマイノリティーあるいは少数

民族の権利に関わるような条項があったら、必ずそれに留保を付するということで、フランスにはマイノリティーはいないという建前が貫かれています。フランスで暮らそうとするならば、そうした方が、かえって外国人にとつてもより幸せなのではないでしょうか。その背景にあると思います。これは日本においてはどうかなのでしょう。日本においては、はたして、そういう同化あるいは統合のポリシーというものはとられているのか、あるいは、そのあたりの扱いはどうなっているのでしょうか。

常本 それについては、基本的に、日本の外国人に対する法体制のバックボーンを成していたのは、やはり同じ統合あるいは同化であつたといつて差し支えないと思います。それはより広い視野からいえば、外国人に限らず、一般のマイノリティーの問題についてもいえることです。例えば、韓国・朝鮮の人々についても、わが国に帰化すれば国籍上日本人になるわけですが、民族的にはやはりコリアンであるわけです。そういう意味では朝鮮系あるいは韓国系の日本人も十数万人存在するわけで、そのような人々も民族的にはマイノリティーです。あるいは、最近大変注目を集めているアイヌの人々についても、やはり民族的なマイノリティーであると考えられているわけです。しかしながら、わが国は一貫してそういうマイノリティーの存在と

いうものを正面から認めるような政策をとってきていません。

例えば、具体的には、韓国・朝鮮人の人々についていえば、民族教育を認めないということがあります。一貫していわゆる朝鮮人学校というものを正規の学校とは認めないという形できているというのも、その一つの現れであろうと思います。これは、法制度についてもそうですし、その法制度を背景で支えている日本人の意識も、事の善し悪しを離れて、最近までその線に沿っていたといつてよいと思うのです。というのは、例えば、韓国・朝鮮人の人達がわが国の国籍を取得するというのを躊躇う理由というのは、それは何も歴史的に朝鮮を侵略した国の国籍を今更取れるかという、そういう問題が実はすべてではなくて、わが国の場合は、日本の国籍を取ることが、いわば民族的アイデンティティを捨てるということを、実際上も制度上も意味していたわけです。それは、現在は若干改められたようですけれども、ごく最近まで、帰化をするに際しては日本人らしい名前をつけるということが要求されていたということにも現れているような気がするわけです。しかもそのことについて、一般の人達は別に不思議にも思わなかったのです。高見山大五郎だって当然だというふうに思っていたわけです。しかしながら、最近、少なくともアカデミックの中、あるいは一般

の市民の中でも、意識は若干変わりつつあるのではないかという気がしてきています。それは、例えば、民族的なアイデンティティを尊重すべきであるという考え方が一般的に理解を得てきているということ、そして、それが具体的には、いわゆる地方参政権は少なくとも認めるべきであるという主張や、あるいはアイヌの人々の権利を民族として認めるべきであるといったような主張につながってきているのだろうと思います。しかし、少なくとも今現在において、これが入管法制に直ちに反映しているかという点、これはまた別の問題だろうと思います。

イザベル・ランドロー（北海道大学法学部助手） 四月の日本の最高裁判決が地方参政権について何も語らなかつたということとは、はたして何を意味するのでしょうか。はたして選挙権の否定であるのでしょうか。

常本 私が報告の中で二月の判決と比較して四月は黙っていたということを示したことの関連だと思いますが、それは、報告の中でも述べた通り、おそらく、二つの見方があるだろうと思えます。一つは、所詮同じ問題を扱っているのだから二度目に同じことをいう必要はない、特に問題は傍論ですから、これは、その判決の結論を左右しないということがあつたかもしれない、というのが一つの考え方です。もう一つの考え方は、

やはり日本への定住性の強さが二月の原告と四月の原告では違
うから、定住性の薄い四月の原告については取立て語らなかつ
たというものです。どちらの考え方に立ったとしても、これは、
地方参政権が否定されたことにはならないと思います。

館田晶子（北海道庁職員） フランスでは、国政選挙と地方選
挙は、選挙権の性質としてどちらも政治的選挙であるというこ
とで、同じ性質をもつ選挙権という考え方が今までであったとい
うふうに私は理解しているのですけれども、EU構成国国民が
地方選挙に参加するということになりますと、フランスにおい
ては、地方選挙と国政選挙を区別するという考えが今まで無か
ったのが、外国人が地方選挙に参加するというところで、地方選
挙と国政選挙の区別ということが問題となってくるのではない
かと思うのですが、その点、フランスにおいてはどのように議
論されているのでしょうか。

ブレイヤ 国政選挙と地方選挙の区別については、フランスで
は、長い間議論があり、その中で、国政選挙は政治的性質を有
する、つまり政治的な選挙であり、これに対して地方選挙は行
政上の選挙、行政的な選挙であるという考え方があったのです。
したがって、地方選挙を、行政的な、あるいは行政上の選挙
だと考えますと、この地方選挙に対して外国人の選挙権を認め

る場合に、憲法改正の必要はないということになります。

マーストリヒト条約においては、外国に居住するヨーロッパ
連合構成国国民について、外国、すなわち自国以外の国の地方
選挙に参加するということを認めているわけですが、先
程来述べてきたように、地方選挙は行政上の選挙だということ
であると、憲法院が、外国に居住するヨーロッパ連合構成国
民の、地方選挙での選挙権を認めるということについては問題
がない。つまり、憲法改正の必要はないということになるわけ
です。

ところが、憲法院がマーストリヒト条約についての審査を行
って一九九二年に判決を出しましたが、そのときに、外国に居
住するヨーロッパ連合構成国国民に地方参政権を認めるという
点については、憲法改正の必要があると判断したわけです。そ
して、憲法院の判決には、いわゆる既判力というものがありま
すので、この判決の結果として、それ以降、国政選挙および地
方選挙は同じく政治的な選挙ということになるわけです。した
がって、残る区別というのは、これは、政治選挙、政治的な選
挙と、保原先生の報告の中に出てきました、社会的な選挙、つ
まり企業委員会とか従業員委員会とか、そういったところでの
選挙、この区別というものが残るということになるわけです。

行政上の選挙あるいは行政的な選挙ということについては、フランスでは、非常に狭く解されているわけですし、いわゆる大学での、日本的に言えば評議会的なものでしょうか、そこで学生等が参加することを含めての選挙というものが行われるわけでありますが、そういったような非常に狭いものとして行政的な選挙あるいは行政上の選挙というものが理解されています。マーストリヒト条約は、外国に居住するヨーロッパ連合構成国国民の地方参政権のみならず、ヨーロッパ議会の選挙権も同じく認めています。これに対して、憲法院は、ヨーロッパ議会の選挙権については、フランスの国内的な政治制度に関わるものではないので、憲法の問題ではないという判断を示しています。

村上裕章（北海道大学法学部助教授）　今のお話では、憲法院は地方選挙と国政選挙を区別しないということでしたが、そうすると、フランスに居住するヨーロッパ連合構成国国民の選挙権を国政レベルでも導入することは可能なのでしょうか。

ブレイヤ　とりあえず、今回の改正では、市町村レベルの選挙についてしか問題となっていないですね。仮にそれ以上に拡げるのであれば、憲法の改正がもう一度必要になります。例えば、カントン・レベルで拡げる場合も、憲法改正が必要になるのです。

今回の改正は、とにかく市町村しか問題となっていなかったのであって、理論的に、国と地方との区別をしているという意味ではないということです。

ケネス・ルオフ（北海道大学法学部講師）　一つ確認したいのは、実際は、フランスというのは、アメリカと同じ移民の国だということですよ。これは、簡単な点ですけれども、重要なことだと思います。ところで、日本政府は、日本では人口密度が非常に高いので移民を受入れることができないと強調していますが、日本を見ると、場所によって人口密度が高かったり低かったりしています。何かそれについて御意見ありますか。

常本　人口密度との関係で日本政府がどういう態度をとっているかについては、残念ながら、私は気の付いたことはありません。ただ、それに関連することで思い出しますのは、日本が非常に難民の受入れ数が少ないという文脈で、それに近い話があったということですよ。というのは、例えばベトナム難民を受入れる際に、ベトナム人コミュニティが既に国内にあるのであれば、受入れもしやすい。つまり、日本政府自身があまり面倒をみなくても、ベトナム人はそのコミュニティに入ればやっていける。でも、日本には、そういうコミュニティが存在しない。したがって、一から十まで日本政府が面倒をみなくては

ならない。だから、どうしても受入れの数は限られるのだという説明が、日本の難民受入れ数が少ない理由の一つとして、しばしばなされていると思います。

ブレイヤ 人口の問題と外国人の地位との関係についての議論があったわけですが、それらにつながり、あるいは関わりがあるとは思いますが、ほかの側面もあるのではないかと思います。フランスの国籍をめぐる態度を見ますと、フランスにおいては、人口が、人口的な要因というものが、一九世紀を通じて停滞していたわけです。これに対して、ドイツは、フランスよりは高い率で人口が増えていた。そういつた中で、フランスが国籍を認め、あるいは移民を認める間口を上げたのは、やはり、戦争をするための人が足りないということがあったのではないかと思います。また、他方、一九五〇年代から六〇年代に、フランスでは移民が増えたわけですが、これは経済的要因があって、つまり、外国人労働者が必要だといったことから、移民が増えたわけです。しかしその後、経済が下降し、フランスが経済的な困難に直面しますと、移民の受入れをやめるもしくは厳しくするということがなされました。したがって、経済的な要因と人口学的要因、これがやはり重要な要素ではないかと思えます。

それから、アメリカとフランスの関係について、先程、基本的に同じ移民の国で同じに捉えられるのではないかというような御意見があったわけですが、それは違うと思います。アメリカはメルティング・ポットですが、フランスは違う。それほどメルティング・ポットではないと思います。**ルオフ** しかし、たぶん、今のフランスを見ると、三世か四世かより古いフランス人というのは、人口の少数に過ぎないと思います。

深瀬忠一（北星学園大学教授） フランス憲法の前文では、相互性の留保の下に、フランスは平和の組織と防衛のために必要ならば主権を制限する、という規定がありますが、まず、主権の制限という概念と、それから、ドイツ、デンマーク、オランダ等がとっている主権を移譲するという方式との間にどのような違いがあるでしょうか。それは、性質上の違いか、程度の問題か、というのが第一の質問です。それから第二の質問は、相互性の留保の下で主権の制限に同意しているというけれども、その相互性の留保について、どのようにお考えになりますか、ということです。

ブレイヤ 憲法院の一九七六年判決の中で、主権の制限と移譲との区別が議論されていたわけですが、この判決は、結

論的にいえば、ECの建設にブレーキをかけるという意味があったのではないかと思います。これに対して、一九九二年の憲法院判決は、主権行使の本質的要件を損なわない限り、という表現によって、EC建設というものを助長するという意味があったのではないかと思います。

相互性の留保の点ですが、この文言は、一九四六年憲法の前文で使われており、現行の一九五八年憲法は、この四六年憲法の前文を参照しているわけです。この四六年憲法においては、EUは当然のこととして考えられておらず、そこで考えられていたのは国連で、その国連との関わりでの相互性の留保というものが考えられていたわけです。なお、現行五八年憲法では、第五五条でもこの相互性の留保という文言が使われております。憲法院は、一九七五年の判決の中で、この五五条を根拠にして条約の審査を拒否するというを行ったわけですが、しかし、すべての条約に、この条件が適用されるとは考えられないのであって、やはり、人権を扱っている条約について、この相互性の留保というものが適用されることはないと考えております。

総括

司会 ここで、本日のシンポジウムの総括を行いたいと思います。まず、日本側からの総括を中村先生にお願いします。

中村睦男（北海道大学法学部教授） それでは、簡単にお話したいと思います。最初に、今回のシンポジウムは、議論も噛み合せて、大変成功だったと思います。それは、一つには、主報告それから補充報告が大変人を得て行われたとともに、通訳の方も十分な態勢が整ったことがあると思いますし、他面、問題が非常に現代的問題で、両国に共通するということがあったかと思えます。

次に、具体的な問題のいくつかの点を簡単に指摘しますと、はじめに、二つの主報告は憲法的観点というふうにお願いました。通常ですと外国人の人権という場合には、個々の権利がどう保障されているかということ論ずることが多いのですけれども、今回の二つの主報告は、その前提として、外国人の入国と滞在の権利の問題を扱ったわけです。これは考えてみますと、外国人の権利といっても、そもそも入国し、滞在する権利がなければ、個々の権利があるといっても全く内容のないもの

になるわけですから、まず主報告が外国人の地位の問題を扱ったということは、権利の問題を考える上にも、大変重要であったと思います。

入国および滞在の権利は、基本的に、私は、日本とフランスで同じような状態にあると考えましたけれども、これは議論でもありましたように、裁判所の救済、審査という意味では、フランスの行政裁判官が積極的であるという指摘があつて、これに対して日本の司法裁判所は消極的態度をとつております。その背景には、ブレイヤ先生の主報告の中にありましたように、フランスの場合にはヨーロッパ人権条約があつて、それが国内裁判に与える影響も非常に大きいと思います。これに対して、日本は、そういうものが一切無いに等しいわけです。国際人権規約等がありますけれども、しかし、日本の裁判所は国際人権規約の国内適用についても非常に消極的です。裁判所に対する国際条約の影響力が非常に少ないということが、日本の特色だと思ひます。

それから、三つの個別の補充報告について一言ずつコメントしますと、まず、社会法の観点からの保原報告については、フランスおよび日本ともに、合法的に入国し滞在している者に対する社会保障というのはかなり完全になされています。これに

対して、不法入国者に対しての社会保障は、むしろ与えない。そういう意味では不法入国者を規制するという点で、両国とも同じ特徴をもっているのだということを感じました。

それから、刑事法の観点からの白取報告では、日本においては、刑事裁判を受ける権利等についての言葉の問題、日本語を理解できない人に対する通訳が問題になりましたけれども、これについては、最後にブレイヤ先生から一言、フランスでは、そういう通訳あるいは言葉の問題が刑事裁判を受ける権利の問題であるかないか、お答えいただければと思います。

最後に、民事法の観点からの瀬川報告は、フランス側の報告と対照して、非常に明快に両国の同じ点と違う点を指摘しておりますので、それは、瀬川報告の方に譲りたいと思います。

司会 ありがとうございます。つづいて、フランス側からの総括をブレイヤ先生にお願いします。

ブレイヤ それでは私の方からも、本日の実り多いシンポジウムを総括してみたいと思います。最初に申し上げたいことは、私たちが選んだ外国人の権利というテーマ——これは中村先生の御発案になるわけですが——が大変に良かったということです。このテーマは、ほとんど日常生活にかかわり、それゆえすべての領域に関する問題を私たちに提起するものです。

実は、ポワチエでも、この問題について、オランダのニメーグ大学——地理的には北大よりも近くにある大学ですが——との間でシンポジウムを行ったことがあり、その記録も公刊されておりです。

ところで、この外国人の権利という問題の検討は、きわめて難しい課題です。というのは、まさに普遍主義的精神を要求されますし、人口論的観点、社会学的観点、歴史学的観点が必要になり、もちろん法学的観点も要求されるからです。また法学の領域についても同様に、全分野をカバーする普遍主義的な法律家であることが要求されます。しかし、一人の人間が全分野を扱うことはとうていできません。そこで、さまざまな法分野にかわる法律家にお集まりいただいて、フランスおよび日本において外国人問題に関してどのように解決策を見つけたことができるか検討していただく、という方法をとることにしたわけです。

私たちは、この問題に関する日本法およびフランス法のつき合わせを試みたわけですが、常本先生と私の主報告、そして白取、保原、瀬川の各先生およびランドローさんの補充報告を通じて確認することができたのは、産業化された社会において、外国人に関する一種の「スタンダードな法」があるということ

です。私としても少し驚いたのですが、外国人をめぐる法に関して、日仏両国において、私が思っていたよりも多くの共通点がありました。実は、一昨日、常本先生と、本日テーマに關してお互いが報告しようとしている内容を出しあつて少し議論をしたのですが、その時すでに、両国の間には多くの共通の關心事があるという印象を受けておりました。そして、本日、他の報告も拝聴しまして、そのような印象をさらに強めた次第です。

そのような共通点として本日のシンポジウムでまず明らかにしたのは、経済問題と外国人の処遇との間の緊密な関連性ということですが、つまり、労働力の需要が多い時代には外国人の受入れを簡単にする、それに対して経済危機の時代にはこの点に關する立法の態度がはるかに厳格なものになる、という傾向が共通に認められるわけです。

この共通性は、いわば問題を解決する基本的な方向に關するものですが、さらに色々な細かい点についても共通性を見いだすことができるように思います。たとえば、フランスにおいては、外国人は三カ月間は滞在する権利を持ち、三カ月ののちには、また別の特別のカテゴリーに入ってくる、という仕組みになっていますが、日本でも同様の考え方が見いだされます。こ

のカテゴリの考え方は、日本でもフランスでも存在します。常本先生の御報告の中で、日本では外国人の処遇に関して二七の外国人のカテゴリがありうるといふようなお話がありました。このような手法、つまり外国人がその属するカテゴリに依じてあれやこれやの法的地位を享受するという手法は、ほとんど普遍的なものではないかと思うのであります。

外国人の権利に関して提起される問題の多くは、時代を超えた恒久的なものです。しかし他方で、二〇年前、三〇年前には日本でもフランスでも存在していなかった、あるいは全然考えられていなかったような新しい問題も提起されています。そのように申し上げる際に私が想定しているのは、たとえば選挙における投票権の問題であり、公務員への採用可能性の問題です。刑事法の領域では、日本においてもフランスにおいても、先程の言葉を使いますと、相当に恒久的な問題が見いだされます。日本での問題のいくつかを、白取先生が指摘して下さいました。この点に関する論評を行なうには、また中村先生から提起された問題にお答えするには、昨年札幌に來ました同僚で刑事法専攻のプラデル先生のほうがはるかに適任なのですが、私なりに考えてみますと、実は、フランス人にとって、この問題に答えることは、それほど難しいことではないのです。というのは、

ヨーロッパ人権条約を見ますと、その六条に、すべての被告人は、公判で用いられる言葉を理解できずまたは話せない場合には、無償で通訳を確保される権利を有する旨の規定があり、皆さんにその参照をお願いすれば足りるからです。つまり、フランスにおいては、ヨーロッパ人権条約の影響が非常に大きいのです。公判で通訳がつくことは、フランスではすでに古くから存在する制度ではありますが、以上のことは、この解決も、もはや一国レベルの解決ということではなく、ヨーロッパレベルの解決となっていることを示しているわけです。

保原先生が報告された社会法の問題についても若干の言及をしたいと思います。ここでも、日仏両国の状況は多くの点できわめて接近していると思います。たしかに、フランスの場合には国際関係上の要請がきわめて強く、とりわけヨーロッパ共同体との関係でフランスの行動の自由が相対的に小さいというような違いもあります。たとえば、保原先生も言及されましたが、会扶助の利益を外国人にも付与すべきかという問題があります。考え方としては、その解決を各国に委ね、厚生大臣の意思で外国人への拡張の可否を決定することも可能です。しかし、実際には、少なくともヨーロッパ共同体に属する国民との関係では、この権利を付与することはフランスの義務とされています。

すし、また、フランスではきわめて強い、憲法上の平等原則との関係もあり、勝手に判断するというわけにはいかない状況にあります。このような違いはありますが、全体として両国には似ている点が多々あることは否定できません。

このように非常に沢山の共通点があるものですから、私としては、はたしてフランスの法律家が本日のシンポジウムに参加することが必要なのだろうかと自問してしまうような次第です。つまり、フランスの法律家が参加していなくとも、日本の状況はこうである、それとほとんど同じ状況がフランスにもある、ということさえいえば、シンポジウム自体が成り立つというような印象すら受けたわけです。

というわけで、私が本日ここに参加していることを正当化するためにも、日仏両国間の共通性だけでなくその相違点も指摘しなければなりません。その相違点は、まずもって歴史に由来します。たとえば、日本における「在日外国人」という観念が取り上げられました。ここでは、私たちは、日本に特有な問題、その歴史に規定された問題に直面していることが明らかです。同様に、フランスにとつては、アフリカ人の問題というのは、まさに歴史に規定された特有な問題ということになります。

相違点はまた、文化的な点にも由来します。たとえば、瀬川

先生の御報告、それからランドローさんの御報告の中で、婚姻の問題が扱われ、とりわけ偽装的な婚姻、脱法的な婚姻が取り上げられました。日仏両国のこの解決が同一でありえないことは明らかです。というのは、婚姻に関する立法は、文化的な婚姻観に緊密に結びついており、日本とフランスとで同じものはありません。

人口論的な観点からも相違点が生じてきます。私たちが先程提起した問題においても、フランスにおいては、人口論的な強迫観念がきわめて大きな役割を果たしました。今日においても、仮に移民労働者がいなくなつたとすれば、フランスの人口は減少しているであろうという状況がなお存在しています。この点を抜きにして、フランスの外国人問題を考えることはできないわけです。

それから、法的伝統に由来する相違点もあります。とりわけ、裁判所が果たす役割の違いは大きいと思います。さらに最後に、これが根本的な相違点のように思われますが、私たちの国際環境に由来する相違点を指摘することができます。フランスは、先程来述べておりますように、その所属する上位の組織から強制を受けるということがあるわけです。まずヨーロッパ人権条約を含めたヨーロッパ審議会からの強制がありますし、次にと

りわけヨーロッパ共同体からの強制があります。これに対して、日本は、ヨーロッパ審議会のような種類の組織に属してはいません。アジアには、その全体を対象とする真の政治組織は存在しないのです。日本はまた、ヨーロッパ共同体のような組織にも属していません。私は、札幌にまいりましてから、あちこちでA P E Cの次の会合のポスターを見ましたけれども、A P E Cをヨーロッパ共同体と同レベルの統合的組織というわけにはいかないでしよう。

ある著者は、外国人の目から見ると、物事をよりクリアに理解できるといいました。私もフランス人が日本法を見る場合にも、おそらくその一つの側面をより明確にするとということが出来るものと思います。さらに、その逆のこともいえるわけでありまして、日本人のフランス法を見る見方を通じて、フランス人はフランス法をよりよく理解することができようし、いずれにしても私は、フランスの外国人にかかわる法制を、本日のシンポジウムを通じてよりよく理解することができました。その意味で、本日御参加の皆さまに、厚く御礼を申し上げます。と思います。

司会 それでは、これで本日の日仏国際シンポジウムを終わりたいと思います。長時間にわたり、大変熱心な発言と討論を展

開していただきました。御参加の皆さま、どうもありがとうございました。

〔付記〕

本シンポジウムは、ポワチエ大学法学部長ドミニク・ブレイヤ教授が、日本学術振興会の招聘により、一九九五年七月二日より二四日まで日本を訪問された際に、北海道大学法学部で開催したものである。フランス語の通訳については、吉田克己北大法学部教授および岡田信弘明治学院大学法学部教授が担当した。また、司会は、坪井善明北大法学部教授が行った。